

三沢市国民健康保険運営協議会議事録（概要）

1. 日 時：平成26年11月25日（火）午後1時30分から

2. 場 所：三沢市役所 本館4階 第2会議室

3. 出席者

【委員】（13名）

会 長：山本 弥一

会長代行：瀬崎 雅弘

委 員：馬場 騎一 澤口 正義 樋口 茂樹 中山 宏祥 小西 史人
 澤上 大樹 豊川 敦 鷹架 良子 坂本 幸子 立花 肇
 畑山 陽子

【事務局】（5名）

民 生 部 長：宮古 直志

国保年金課長：小泉 厚子 課長補佐：湊 博一

保 險 税 係 長：石井 美代子 国保係長：柳川 哲彦

4. 議 事

司 会： それでは、定刻となりましたので、三沢市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、委員13名、全員に出席をいただいておりますので、会議は成立することをご報告いたします。

始めに、委嘱辞令の交付を行います。

被用者保険等保険者を代表する委員の「清澤正委員」から、9月30日付で辞職の申し出があり、後任に全国健康保険協会青森支部業務部長の「豊川敦」様をお願いすることとなりました。「豊川」様には、恐れ入りますが、その場にご起立いただき、辞令をお受け取りくださいますようお願いいたします。

副 市 長：（委嘱辞令交付）

司 会： 以上で、委嘱辞令の交付といたします。

続きまして、市長よりご挨拶申し上げます。

副 市 長：（市長挨拶） 副市長代読

司 会： ありがとうございました。

続きまして、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長：（会長挨拶）

司 会： ありがとうございます。
副市長は、公務のため、ここで退席となります。
山本会長は、議長席に移動をお願いいたします。
それでは、これから議事に入りますが、議長は協議会規則第3条により会長が務める事となっておりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長： それでは、「議題」に入る前に、本日の議事録署名人2名を決めたいと思いますが、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員：【異議なしとの発言あり】

議 長： 異議なしと言う事でありまして、「馬場委員」と「立花委員」の両名を議事録署名人といたします。よろしくお願ひします。
それでは、早速ではございますが、次第に従いまして会議を進めてまいります。
初めに、議題1「平成26年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（案）について」であります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：（資料に基づき説明）

議 長： ただ今、事務局より説明がありましたが、ご質問がありましたらご発言ください。

瀬崎委員： 歳入の繰入金の中で「その他繰入金」とあるのは、一般会計からの繰入金でしょうか。

事 務 局： 一般会計からの繰入金であります。

馬場委員： 今回は、一般会計から2億7千万円の繰入金だが、これから年々増えていくのか。

事 務 局： 一般会計からの繰入金については、医療費がどれ位掛かるか、保険税の収入がどれ位入るかによって大きく変わってきます。平成25年度において基金を全部を取り崩しましたので、どれ位になるかは不明なところであります。

馬場委員： もし、一般会計で2億7千万円を出せる余裕がなかった場合はどうなるのか。

事 務 局： 今年度に25年度分として行った翌年度歳入の繰上充用を行う事になろうかと思ひます。

馬場委員： 今回、一般会計から2億7千円繰入してもらえれば、値上げをしなくてもいいと言う事ですね。

事 務 局： あくまでも、平成26年度の予定でありまして、現在、国保事業そのものを市町村から都道府県に移行する動きがあります。まだ詳細が示されておりませんので決められない事もあります。今の時点では税率の改正は考えておりません。

坂本委員： 市でも県でも、どこが管理しようと、その辺の部分は政治の問題になって来るのだろうと感じておりますが。

事務局： 先日、国保連の会議がありまして、選挙次第で国会における関連法案の審議にも影響があるとの説明がありました。

その中で、今後、国保事業については市町村から県に移行すると言う事で、県の方とも国保連が間に入りまして検討していると言う事でありました。

検討内容によっては、また色々と事情が変わってくると思いますが、状況が分かりましたら皆様にお知らせしたいと思っております。

議長： その他、ご意見ご質問はありませんか。

委員： 「なし」という声あり

議長： なしと言う声がありますので、それでは、「平成26年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（案）について」は、承認することにご異議ございませんか。

委員： 「異議なし」という声あり

議長： 異議なしと言うことですので、「平成26年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（案）について」は承認することといたします。

次に、議題2「三沢市国民健康保険条例の一部改正（案）について」であります。事務局の説明をお願いします。

事務局：（資料に基づき説明）

議長： ただ今、事務局より説明がありましたが、質問がありましたらご発言ください。

瀬崎委員： 提案理由の中で、平成27年1月1日から出産育児一時金が改正される見込みとありますが、見込みで改正と言うのはどうかと思っております。

事務局： 資料作成時点ではまだ決まっていなかったため、見込みとさせていただいたものでありますが、先週、法案が通ったところであります。

瀬崎委員： 分かりました。

4ページに改正後と現行の案文があります。ただし書きに「健康保険法施行令第36条の規定を勘案し」とありますが、36条の規定を詳しく説明してください。

事務局： 健康保険法施行令第36条は、各保険者の方で認める加算出来る範囲を定めている条例であり、その中で3万円としているものであります。

議長： もう少しわかり易く説明願います。

事務局： 少しお時間をください。

瀬崎委員： 第36条の規定に基づいて、現行3万円が1万6千円に引き下がった訳ですが、下がった原因は何でしょうか。

豊川委員： 産科医療補償制度は、生まれた子どもに事故があった時、調子の悪い子どもさんが生まれた時の時の補償のための保険制度みたいなものです。

その事故が多いただろうと3万円の掛金にしていたのですが、1万6千円で済むと言う事で掛金を下げたと言うものです。

瀬崎委員： 分かりました。

事故が少ないから安くても大丈夫だと、そのぶん安くした分を出産育児一時金でもって補填すると言う意味合いで、現行の42万円が変わらないと言う考えでよいかどうか。

事務局： そのとおりです。

議長： 豊川委員が来ておりますので伺いたいのですが、双子とか三つ子の可能性もあります。その場合はどうなるのでしょうか。

豊川委員： 1人につき3万円と言う掛金ですので、双子だと6万円になります。協会けんぽでは、出産育児一時金についても、掛ける2の金額で給付しております。

小西委員： 今の件で、産科医療補償制度の中で剰余金が発生したためとの報道がありました。そこで、事故率がどうのこうののではなく、たまたま補償制度を対象とした支払いの事例が少なかったため運営剰余金が過大になり、これをどうしようかと言う話になったと言う事だったと思います。

鷹架委員： お産をして、出産育児一時金の42万円で間に合っているのでしょうか。

事務局： 今までの請求等を見ますと一概には言えませんが、間に合っている方はそれ程多くはなく、どちらかと言えば上回っている方の方が多いような気がします。

議長： 先ほどの瀬崎委員の質問に対する答弁を願います。

事務局： 健康保険法施行令第36条において、出産育児一時金の金額は基本39万円ですが、それについて加算する事が出来ると言う条文であり、該当する項目については、保険者で決める金額を加算して、現行の42万円を支給しております。

第36条は、出産育児一時金の金額を規定しているものであります。

瀬崎委員： 出産一時金が39万円と言う事ですが、40万4千円となると言う事であれば、逆転が生じますが、説明にあった規定は現行のものですよね。

事務局： はい。

瀬崎委員： 今回の改正は、健康保険法施行令第36条の規定も変わるという解釈でよろしいですね。

事務局： そう言う事になります。

議長： その他、ご意見ご質問はありませんか。

委員： 「なし」という声あり

議長： それでは、ないようですので、「三沢市国民健康保険条例の一部改正（案）について」は、承認することにご異議ございませんか。

委員： 「異議なし」という声あり

議長： 異議なしと言うことですので、「三沢市国民健康保険条例の一部改正（案）について」は承認することといたします。

次に、議題3「その他」であります。委員の皆様から何かございますか。

委員： 「なし」という声あり

議長： ないようですので、以上をもちまして、本日の会議は終了いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

以上